

2025 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代 表 者 名 代表取締役社長 岡田 知裕
(東証スタンダード・コード 6425)
問 合 せ 先 経営企画室 柴田 大介
(<https://www.universal-777.com/contact/>)

監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付「臨時株主総会の開催及び付議議案の決定に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」のとおり、本日開催の取締役会において、2025 年 7 月 23 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます）での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

これに伴い、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「臨時株主総会の開催及び付議議案の決定に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」のとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 7 月 23 日（水）（予定）
定款変更の効力発生日	2025 年 7 月 23 日（水）（予定）

以 上

【別 紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 第5条 (条文省略) 第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第12条 (条文省略) ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会がこれを定める。 ③ (条文省略) 第3章 優先株式 (優先配当金) 第13条 当社は、第 <u>52</u> 条に基づき剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10 パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額の金銭（以下、「優先配当金」という。）による剰余金の配当を行う。 ②～③ (条文省略) 第14条～第21条 (条文省略) 第4章 株主総会 第22条～第28条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> 第5条 (現行どおり) 第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第12条 (現行どおり) ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会 <u>または取締役会決議によって委任を受けた取締役が</u>これを定める。 ③ (現行どおり) 第3章 優先株式 (優先配当金) 第13条 当社は、第 <u>48</u> 条に基づき剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10 パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額の金銭（以下、「優先配当金」という。）による剰余金の配当を行う。 ②～③ (現行どおり) 第14条～第21条 (現行どおり) 第4章 株主総会 第22条～第28条 (現行どおり)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第5章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第29条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設) (取締役の選任方法) 第30条 (条文省略) ② (条文省略) (新設) ② (条文省略) (取締役の任期) 第31条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) ②任期の満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 (新設) (代表取締役及び役付取締役) 第32条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 ②当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第33条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第34条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第5章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第29条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。 ②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 (取締役の選任方法) 第30条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③第1項の規定による取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して行う。</u> ④ (現行どおり) (取締役の任期) 第31条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③任期の満了前に退任した取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の補欠として、または増員により選任された取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 ④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第32条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 ②当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第33条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第34条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
②取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第 35 条～第 37 条 (条文省略)	第 35 条～第 37 条 (現行どおり)
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第 38 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第 38 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
	第 39 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
<u>第 6 章 監査役及び監査役会</u>	(削除)
<u>(監査役員の員数)</u>	(削除)
第 39 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u>	
<u>(監査役の選任方法)</u>	(削除)
第 40 条 <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u>	
② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(監査役の任期)</u>	(削除)
第 41 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>(常勤監査役)</u>	(削除)
第 42 条 <u>当会社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削除)
第 43 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(監査役会の決議方法) <u>第 44 条</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(監査役会規程) <u>第 45 条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
(監査役の責任免除) <u>第 46 条</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	(削除)
(監査役の報酬等) <u>第 47 条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(新設)	<u>第 6 章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の権限)</u> <u>第 40 条</u> <u>監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 41 条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査等委員に対して発する。</u> <u>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 42 条</u> <u>監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 43 条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第7章 会計監査人 第48条～第49条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第50条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。 第8章 計算 第51条～第54条 (条文省略) (新設)	第7章 会計監査人 第44条～第45条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。 第8章 計算 第47条～第50条 (現行どおり) <u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>2025年7月23日開催の臨時株主総会の決議による定款の一部改正(以下、単に「一部改正」という。)の効力が生ずる前にした行為による監査役(監査役であつた者を含む。)の責任の免除及び一部改正の効力が生ずる前に当会社と監査役との間で締結した会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、一部改正が効力を生ずる前の第46条は、一部改正が効力を生じた後も、なお効力を有する。</u>